

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（環境省）

制 度 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、第 68 条の 9、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、第 39 条の 39、租税特別措置法施行規則第 20 条、第 22 条の 23）		
要 望 の 内 容	総額型の控除上限の再引上げ（法人税額の 20%→30%）		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲58,943 百万円 （▲285,200 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成 22 年度:17.1 兆円)の約 7 割(同:12.0 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約 7 割を担っており、我が国のイノベーションの中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発を促進するための税制措置が必要。</p> <p>また、平成 24 年度からの控除上限引下げと、法人実効税率引下げ及び復興特別法人税を合わせた場合、多くの研究開発型企业で増税となる見込み。加えて、経済情勢が不安定であることから、民間企業の研究開発投資が抑制される懸念も強いところ。引き続き、民間研究開発投資を促進するため、本措置を要望するもの。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>9. 環境政策の基盤整備</p> <p>○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定) 「民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策を検討・実施する。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定) 「国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○環境基本計画(平成24年4月閣議決定) 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取組民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」</p>																																																																		
		政策の達成目標	2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。(日本再生戦略)																																																																		
		租税特別措置の適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型・高水準型: 平成25年度末まで 																																																																		
		同上の期間中の達成目標	指標: 民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準とする。																																																																		
		政策目標の達成状況	<p>我が国は、主要先進諸国の中で、韓国に次ぐ対GDP民間研究開発投資比率となっている。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率</p> <p style="text-align: right;">(単位: %)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> <th>2009年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.70</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.91</td> <td>0.99</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.15</td> <td>2.32</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.93</td> <td>2.04</td> <td>2.04</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.11</td> <td>1.10</td> <td>1.12</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.14</td> <td>1.14</td> <td>1.09</td> <td>0.98</td> <td>0.99</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.39</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.74</td> <td>1.78</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.65</td> <td>0.67</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/01」</p>		2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54	中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25	韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64	アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04	イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12	カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99	ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78	フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39	ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91	イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67
	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年																																																																
日本	2.54	2.63	2.68	2.70	2.54																																																																
中国	0.91	0.99	1.01	1.08	1.25																																																																
韓国	2.15	2.32	2.45	2.53	2.64																																																																
アメリカ	1.80	1.86	1.93	2.04	2.04																																																																
イギリス	1.06	1.08	1.11	1.10	1.12																																																																
カナダ	1.14	1.14	1.09	0.98	0.99																																																																
ロシア	0.73	0.72	0.72	0.66	0.78																																																																
フランス	1.31	1.33	1.31	1.33	1.39																																																																
ドイツ	1.74	1.78	1.77	1.86	1.91																																																																
イタリア	0.55	0.55	0.61	0.65	0.67																																																																
	有効性	要望の措置の適用見込み	平成25年度減収見込額 589億円(経産省試算)																																																																		
		要望の措置	経済波及効果の試算(24年度経済産業省アンケート調査に基づく)																																																																		

		<p>の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>暫定試算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度減収見込額 589億円 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 878億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・平成25年度の控除上限引上げによる減税が、平成25年度～平成34年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果: <p style="text-align: right;"><u>3,596億円</u></p>
相 当 性		<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>なし</p>
		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定。</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>我が国においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高く(75.8%。主要国中トップ)、 ②企業等が実施する研究開発投資の殆どを企業等自身が負担し(98.2%)、 ③政府による企業等への直接支援は少ない(1.2%、主要国中最低)。 <p>したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要であり、このため、昭和42年に研究開発税制が創設されて以来、累次の拡充が行われてきている。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近年、拡充されている。</p>
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 に 関 連 す る 事 項		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減収額実績 (うち、税法上の中小企業分) <総額型全体> 平成21年度 2,432億円(125億円) 平成22年度 3,502億円(165億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) <総額型のうち、控除上限20%→30%> 平成21年度 342億円(9億円) 平成22年度 460億円(12億円)

		<p>(平成24年度「経済産業省アンケート調査」より推計)</p> <p>・利用実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p><総額型全体></p> <p>平成21年度 5,628事業年度(3,392事業年度)</p> <p>平成22年度 6,640事業年度(4,029事業年度)</p> <p>(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」)</p> <p><総額型のうち、控除上限20%→30%></p> <p>平成21年度 1,127事業年度(733事業年度)</p> <p>平成22年度 1,722事業年度(1,269事業年度)</p> <p>(平成24年度「経済産業省アンケート調査」より推計)。</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>企業の研究開発費の推移(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成14年度 114,969億円(2,862億円)</p> <p>平成15年度 117,047億円(6,444億円)</p> <p>平成16年度 118,479億円(4,823億円)</p> <p>平成17年度 127,272億円(5,347億円)</p> <p>平成18年度 133,107億円(5,004億円)</p> <p>平成19年度 138,030億円(4,026億円)</p> <p>平成20年度 136,138億円(3,676億円)</p> <p>平成21年度 119,605億円(3,547億円)</p> <p>平成22年度 119,916億円(3,740億円)</p> <p>(出典:総務省「科学技術研究調査報告書」)</p>
	前回要望時の達成目標	民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	我が国のみ、2009年度の対GDP民間研究開発投資比率が大きく低下したため、韓国に抜かれ第2位の水準となった。
これまでの要望経緯		<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除</p> <p>昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除</p> <p>昭和49年度 縮減 12%以下増加分…25%税額控除</p> <p>昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除</p> <p>昭和51年度 縮減 15%以下増加分…25%税額控除</p> <p>昭和60年度 拡充 増加した試験研究費の20%税額控除</p> <p>昭和63年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設</p> <p>平成5年度 拡充 中小企業技術基盤強化税制の創設</p> <p>平成6年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算</p> <p>平成7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設(共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成8年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充(国際共同試験研究促進税制の創設)</p> <p>平成9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充(大学との共同試験研究を追加)</p>

平成 9 年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が 自社内で支出する試験研究費を税額控除 の対象に追加)
平成 11 年度	拡充	比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の 試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均 額とし、当期の試験研究費の額を超える場 合(当期の試験研究費の額が、基準試験研 究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の 額〕を越える場合に限る)には、その比較 試験研究費の額を超える部分の金額の 1 5%相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得) 税額の 12%相当額(特別試験研究の額が ある場合には、その支出額の 15%相当額 を加算することとし、当期の法人(所得) 税額の 14%相当額を限度)に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円 滑化法の特定事業者に係る特例の廃止
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の 試験研究機関等に該当する特定独立行政法 人との共同試験研究を加える。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製 造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	創設	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度 の創設
平成 18 年度	創設	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の 創設
	縮減	税額控除率の 2%上乗せ措置の廃止
平成 20 年度	創設	試験研究費の増加額×5%を税額控除する 制度(増加型)の創設 売上高の 10%を超える額×一定比率を税 額控除する制度(高水準型)の創設
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正 後の同法に規定する試験研究独立行政法人 と共同して行う試験研究に係る費用及び同 法人に委託する試験研究に係る費用を加え る。
	拡充	(経済対策)試験研究費の総額に係る税額 控除制度等について ①平成 21、22 年度において税額控除限 度額を、当期の法人税額の 20%から 3 0%に引き上げるとともに、 ②平成 21、22 年度に生じる税額控除限 度超過額について、平成 23、24 年度に おいて税額控除の対象とすることを可能と する。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長(2 3 年度末まで)
平成 23 年度	縮減	試験研究費の総額に係る税額控除制度におい て、税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%に引き上げる措置について 適用期限延長せず。
	延長	(平成 23 年 6 月再つなぎ法) 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日の

	<p>平成24年度 延長</p> <p>間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる措置を延長。増加型・高水準型の適用期限を2年間延長(25年度末まで)</p>
--	---